

水質汚濁防止法等の改正に伴う枚方市公害防止条例における排水基準の一部改正について

1. 概要

平成 23 年 10 月 28 日に公布された水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成 23 年環境省令第 28 号）によって、1,1-ジクロロエチレンに係る排水基準が 0.2mg/L から 1mg/L に変更され、11 月 1 日から施行されています。これを受けて、大阪府でも、平成 23 年 11 月 8 日に、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（昭和 49 年大阪府条例第 8 号）等を改正し、1,1-ジクロロエチレンの排水基準を見直し、11 月 9 日に施行しています。

また、大阪府では、今回の水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例の改正において、国で有害物質として排水規制を導入するとしている 1,4-ジオキサンについて排水基準を設けています（施行期日は未定）。

そこで、本市においても枚方市公害防止条例の対象事業場に対して、他法令と同等の排水基準を定めていることから、今回の法、府条例改正と同等の内容で枚方市公害防止条例を改正しようとするものです。

2. 改正内容

枚方市公害防止条例の別表第 1（第 2 条関係）の 1,1-ジクロロエチレンの項の排水基準について、淀川水域を 0.02mg/L から 0.1mg/L に、寝屋川水域を 0.2mg/L から 1mg/L に改めます。また、1,4-ジオキサンの項を新たに設け、淀川水域を 0.05mg/L、寝屋川水域を 0.5mg/L とします。

3. 今後の予定

枚方市議会平成 24 年第 1 回定例会に「枚方市公害防止条例の一部改正について」の議案を提出する予定です。

議決後、1,1-ジクロロエチレンの項については、公布とともに施行するものとなりますが、1,4-ジオキサンの項については、法、府条例の施行日に合わせ、施行期日を決定するものとなります。

【参考資料】

1,4-ジオキサン（分子式：C₄H₈O₂）；

1,4-ジオキサンは、常温で無色の液体である。水に任意の割合に混合し、加水分解性や生物濃縮はない。蒸気圧が小さいため、河川等の環境水中に排出された場合でも、大気中には揮散しにくいと推測される。また、土壌分配係数が小さいため、土壌に放出された場合には地下水にまで到達すると考えられる。

1,4-ジオキサンによる人の健康影響としては、眼、鼻、咽頭に刺激性がみられ、さらに急性中毒として脳、肝臓、腎臓の障害がみられている。また、マウス、ラットに発がん性を示し、IARC（国際がん研究機関）では2B（ヒトに対して発がん性を示す可能性がある物質）に分類している。

1,4-ジオキサンを排出する事業場の業種及び用途については、化学工業、医薬品製造業、繊維工業、一般機械器具製造業で、主に有機合成反応溶剤として用いられている。工業用途以外での1,4-ジオキサン排出源として、化学反応(エチレンオキサイド重合反応)や界面活性剤生成の際の副生成や、1,1,1-トリクロロエタンへの添加(‘95年まで)、廃棄物からの浸出などがある。

<経過>

- ・平成 21 年 11 月 環境基準に追加（環境省告示 79 号）
- ・平成 23 年 9 月 「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について（第 2 次報告案）」に対する意見の募集（パブリックコメント）
- ・平成 23 年 11 月 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例（昭和 49 年大阪府条例第 8 号）を改正し、項目に追加。